

物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第26号

物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則

物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年名古屋市規則第 162 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「（一連の調達契約のうち最初の契約以外の契約に係る一般競争入札を行う場合において、当該入札の公告を少なくとも 24 日前にする旨を最初の契約に係る一般競争入札の公告において明示したときは、24 日前）」を削る。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。